

健康保険 被保険者 資格喪失証明書

住 所			保 険 者 番 号				記 号	
							番 号	
被保険者氏名		生 年 月 日	続柄	退 職 年 月 日		資格喪失年月日(退職日の翌日)		
		明・大 昭・平 年 月 日	本人	平成 年 月 日		平成 年 月 日		
被 扶 養 者	氏 名	生 年 月 日	続柄	退職以外のときの喪失理由		被扶養者として認定除外された日		
		明・大 昭・平 年 月 日				平成 年 月 日		
		明・大 昭・平 年 月 日				平成 年 月 日		
		明・大 昭・平 年 月 日				平成 年 月 日		
		明・大 昭・平 年 月 日				平成 年 月 日		
<p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: center;">事業所所在地</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">事業所名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号 () -</p>								

共社年158 15.3改 A5 再生55 3年保存

キ リ ト リ 線

一 退職しても何らかの医療保険に必ず加入してください 一

一般的には次の3つが考えられます。

- ① 退職前の健康保険を任意継続(最長2年間)する。(届出は資格喪失後20日以内)
- ② 家族の健康保険(国民健康保険を除く)に扶養家族として加入する。
- ③ 住所地の国民健康保険に加入する。

一 広島市国民健康保険に加入される方へ 一

広島市の国民健康保険に加入される際には、上の資格喪失証明書に加えて、次のものをお持ちのうえ、住所地の区役所保険年金課または出張所に届出をしてください。

- 追加加入(同一世帯にすでに国民健康保険の加入者がいる)のときは、その保険証
- 65歳未満で退職者医療制度に該当される方(老齢・退職を支給事由とする厚生年金・共済年金などの受給権のある方で、加入期間が20年以上または40歳以降10年以上ある方)は、年金証書
- 国民年金に加入しなければならない方は、年金手帳
- 保険料の口座引き落としを希望される方は、口座のわかるもの(通帳・キャッシュカードなど)と、お届け印
 - ※ 口座引き落としの手続きは、お取引されている金融機関の窓口でもできます。
- 保険証の窓口交付(原則は郵送)を希望される方は、本人であることを確認できるもの(運転免許証・パスポートなど)
 - ※ 代理の方が手続きをされる場合、委任状が必要です。
 - ※ 委任状の内容については、住所地の区役所保険年金課にお尋ねください。

- (注意) 1. 国民健康保険の資格取得は届出日からではなく、健康保険の資格喪失日からとなります。
 2. 保険料は、資格取得日の属する月から賦課されます。
 ※ 届出が遅れたときは、最高2年間さかのぼります。

(区役所保険年金課)

- 中区保険年金課保険年金係 Tel.082-504-2555(直通)
- 安佐南区保険年金課保険年金係 Tel.082-831-4929(直通)
- 東区保険年金課保険年金係 Tel.082-568-7711(直通)
- 安佐北区保険年金課保険年金係 Tel.082-819-3909(直通)
- 南区保険年金課保険年金係 Tel.082-250-8941(直通)
- 安芸区保険年金課保険年金係 Tel.082-821-4910(直通)
- 西区保険年金課保険年金係 Tel.082-532-0933(直通)
- 佐伯区保険年金課保険年金係 Tel.082-943-9712(直通)